

前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について（議案第 36 号）

職員課・経営企画課

1 改正の理由

国の職員等に準じ、本市一般職の職員、一般職の任期付職員及び企業職員の給与を改める。

2 主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア 一般職の職員の給料表の改正

職責をより重視した給料体系となるよう行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改めるとともに、給料表の改定に係る号給の切替表を定める。

イ 昇給の基準の改正

行政職給料表 8 級以上相当の職員を昇給させる場合の号給数は、1 号給を標準とする。

ウ 扶養手当の改正

(ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人当たり 1 万 3, 000 円に引き上げる。

(イ) (ア)の改定を段階的に実施するため、次のとおり経過措置を設ける。

扶養親族		現 行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	行政職給料表 7 級以下相当	6, 500 円	3, 000 円	廃 止
	行政職給料表 8 級相当	3, 500 円	廃 止	廃 止
子（1 人当たり）		10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円

エ 通勤手当の改正

(ア) 通勤手当の 1 か月当たりの支給限度額を 15 万円（現行運賃等相当額 5 万 5, 000 円及び新幹線特別料金 2 万円）とする。

(イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給要件を緩和し、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止する。

オ 管理職員特別勤務手当の改正

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、管理職員が平日深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給対象時間を、午後１０時から翌日の午前５時まで（現行午前０時から午前５時まで）に拡大する。

カ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る適用除外の改正

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当に係る規定を適用する。

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア 特定任期付職員業績手当の廃止

特定任期付職員業績手当を廃止する。

イ 特定任期付職員の期末手当の改正

６月及び１２月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ１００分の９５月分（現行１００分の１７０月分）とする。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の新設

勤勉手当を支給することとし、６月及び１２月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ１００分の８７．５月分とする。

(3) 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

ア 扶養手当の改正

配偶者に係る扶養手当を廃止する。

イ 単身赴任手当の改正

配偶者の定義に、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加える。

ウ 管理職員特別勤務手当の改正

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、管理職員が平日深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給対象時間を、午後１０時から翌日の午前５時まで（現行午前０時から午前５時まで）に拡大する。

エ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る適用除外の改正

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当に係る規定を適用する。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公営企業管理者は、２の(1)に掲げる事項に準じ、必要な事項を定める。

3 施行期日

令和７年４月１日

4 附則で改正する条例

- (1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年前橋市条例第２７号）
- (2) 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年前橋市条例第２９号）